

日本スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツ少年団設置規程第4条8項に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は日本スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1)永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある市区町村スポーツ少年団を表彰する。
- (2)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者（指導者・役員およびスタッフ）を表彰する。
- (3)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4)その他、顕著な功績があるとして、日本スポーツ少年団本部長が特に認めた者を顕彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により都道府県スポーツ協会会長および都道府県スポーツ少年団本部長が所定の期日まで日本スポーツ少年団本部長宛に行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、日本スポーツ少年団常任委員会にて行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団本部長が専決することができる。

(要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 (1)本要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附則2 (1)本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

附則3 (1)本要綱は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則4 (1)本要綱は令和7年12月4日から改定施行する。